

はかりの定期検査

商店・工場などの事業所および官公庁で取引や証明行為に使用する「はかり」は、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

定期検査は、集合検査または所在場所検査により実施されます。

【検査方法】

●集合検査

指定された期日・場所で検査が実施されます。

●所在場所検査

集合検査場所へのはかりの持ち込みが困難な場合等に、そのはかりの所在場所で行う検査です。

【小野町での集合検査】

●実施日時

9月29日(火)

午後1時30分～午後3時30分

●検査会場

多目的研修集会施設

●検査手数料

県手数料条例による手数料を検査会場で現金で納入してください。

◆問い合わせ

福島県計量検定所検定・検査課

☎024-521-7655

企画商工課

☎72-6939



小野中学校吹奏楽部



平田村の菅布祢太鼓



親子で水泳を楽しもう！

—親子水泳教室—

親子水泳教室を8月3日から7日までの5日間、B&G海洋センタープールで行いました。

教室には11組22名の方が参加し、子どもの部、親の部に分かれ水泳の基本を学びました。

最終日には成果発表を行い、5日間の練習の成果を披露しました。

これからも水泳に親しんでください。